

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒手続及び
効果に関する規則

平成19年1月24日

規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第6号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(処分の軽重)

第2条 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序による。

(戒告の手続及び効果)

第3条 任命権者が戒告を行う場合、条例第2条の規定により職員に交付すべき書面においては、その者の将来をいましめる目的をもって、その者の行為(なすべき行為をしないことを含む。)に対する非難又は叱責が具体的に記述されていなければならない。

(処分の方法)

第4条 職員を懲戒処分に付する場合は、戒告、減給、停職又は免職のいずれか一つの方法を用い、これらの処分を二つ以上あわせて行ってはならない。

(処分の記録及び公示)

第5条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条第1項又は第3項の規定により、職員に交付すべき懲戒処分の事由を記載する説明書は、別紙様式による。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式(第5条関係)

処分説明書			
1	処分者		
	職名		
	氏名		印
2	被処分者		
	所属		
	職名		
	(ふりがな)		
	氏名		
3	処分の内容		
	処分発令日	年	月 日
	処分効力発生日	年	月 日
	処分説明書交付日	年	月 日
	根拠法令		
	処分の種類及び程度		
	処分の理由		
(審査請求及び取消訴訟)			
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県的人事委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求書を提出した日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。訴える場合の被告は、神奈川県後期高齢者医療広域連合です。処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過したとき、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起をすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。</p>			